

群馬県
「建築物」の定期報告時期

注) 「建築物の防火設備」、「昇降機」、「遊戯施設」は、毎年の定期報告が必要です。

建築物の用途	建築物の階数、規模等	定期報告年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
<ul style="list-style-type: none"> ・劇場 ・映画館 ・演芸場 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地階又は3階以上の階にあるもの ■ 客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ■ 主階が1階にないもの 	平成29年度から 2年毎 の10月～11月 (下期)		下期		下期	
<ul style="list-style-type: none"> ・観覧場(屋外観覧場を除く) ・公会堂 ・集会場 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地階又は3階以上の階にあるもの ■ 客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの 	平成29年度から 2年毎 の10月～11月 (下期)		下期		下期	
<ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 (患者の収容施設があるもの) ・就寝用福祉施設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地階又は3階以上の階にあるもの ■ 2階部分の床面積の合計が300㎡以上のもの 	平成29年度から 2年毎 の6月～7月 (上期)		上期		上期	
<ul style="list-style-type: none"> ・旅館 ・ホテル 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地階又は3階以上の階にあるもの ■ 2階部分の床面積の合計が300㎡以上のもの 	平成28年度から 2年毎 の10月～11月 (下期)	下期		下期		下期
<ul style="list-style-type: none"> ・博物館 ・美術館 ・図書館 ・ボウリング場 ・スキー場 ・スケート場 ・水泳場 ・スポーツの練習場 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3階以上の階にあるもの ■ 床面積の合計が2,000㎡以上のもの 	平成29年度から 3年毎 の6月～7月 (上期)			上期		
<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店、マーケット ・展示場 ・キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール ・遊技場 ・公衆浴場 ・料理店、飲食店 ・物品販売業を営む店舗 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地階又は3階以上の階にあるもの ■ 2階部分の床面積の合計が500㎡以上のもの ■ 床面積の合計が3,000㎡以上のもの 	平成29年度から 2年毎 の6月～7月 (上期)		上期		上期	